Q1:土木事業の電子納品もこちらで問い合わせできますか。

A1:できません。こちらは、<u>官庁営繕事業のみ</u>のお問い合せ先になります。 土木事業の電子納品に関するお問い合せは、電子納品へルプデスクを利用してください。

○電子納品へルプデスクのページ (別ウィンドウで開きます。) http://www.cals-ed.go.jp/inq_helpdesk/

Q2: なにを電子納品すればいいですか。

A2:電子納品の対象は、個別の契約図書に定められています。契約図書をご確認の上でなお不明な点があれば、 業務・工事の発注機関の担当者へお問い合せください。

Q3:システムのインストール方法がわかりません。

A3:電子成果品作成支援・検査システムはインストールする必要はありません。ダウンロードしたファイル (Lzh 形式) を適当なフォルダに解凍すると実行形式のファイルになります。ファイルをダブルクリックするなどして実行すればシステムが起動します。

なお、ファイルの解凍には、Lzh 形式に対応した任意の解凍ソフトウェアを事前に入手しておく必要があります。

Q4:システム Ver4.0 から Ver4.1 への変更点はどのようなものですか。

A4: Ver4.1 は、営繕工事電子納品要領(令和元年改定)等に対応しており、地質・土質調査のデータを電子成果品として納めるにあたり、システムのトップ画面で「地質・土質調査関係の資料「有」」を選択した場合、成果品フォルダ直下に「BORING フォルダ」を自動生成します(BORING フォルダに納めるファイルについては、別途、土木事業の「地質・土質調査成果電子納品要領」に依ることとしています。)。

Ver4.1 では、上記内容が Ver4.0 から追加されておりますが、これ以外の機能については、Ver4.0 と変わっておりません。

Q5:システムのパージョンによりデータに互換性がありますか。

A5:各バージョン間に互換性はありません。対応する電子納品要領が異なり、検出するエラーの内容が異なりますので、契約図書で規定された電子納品要領に対応するバージョンを使用してください。なお、Ver2.0 は公開を終了しています。

Q6:禁止文字の使用でエラーになります。

A6:ファイル名が小文字になっているケースが多いです。

特にファイルの拡張子は作成するソフトウェアで自動的に小文字になるケースが多いですが、<u>拡張子も大文</u>字に修正する必要があります。

(例:ファイル名「 FILENAME<u>.pdf</u> 」は、拡張子が小文字であるためエラーになります。ファイル名を 「 FILENAME.PDF 」に修正してください。)

※ファイル名は、本システムではなくエクスプローラーなどを使って変更してください。0S 上で「拡張子を表示しない」設定になっていると、拡張子を確認・修正することができませんので設定を変更し、拡張子を表示したうえで作業を行います。

ファイル名の拡張子を修正した後に同じエラーとなる場合は、システムでファイル名が「FILENAME. PDF. pdf」のようになっていないか確認してください。このような状態(<u>二重拡張子</u>ともいいます)は、エクスプローラーで拡張子を表示しない設定のままファイル名を修正した場合に起こります。拡張子を表示する設定に変更した後に改めてファイル名を修正してください(下記参考を参照ください。)。

- (参考) Windows10 の場合のエクスプローラーの設定の変更方法-

「表示」タブ - リボンの「オプション」 - 表示タブ - 詳細設定 - 登録されている拡張子は表示しないのチェックを外すと拡張子が表示されるようになります。

Q7:データ長エラーになります。

A7:ファイル名でこのエラーとなる場合は、ファイル名の文字数が制限を超えています。ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)大文字で8文字以内です。

(拡張子はオリジナルファイルの作成に用いたソフトウェアが付与する拡張子で、<u>Ver3.02</u>では3文字以内、 Ver4.0以降では23文字以内としています。)

Q8:ファイル未検出エラーになります。

A8:管理ファイルに記入したファイルが管理ファイルと同じフォルダにない場合、このエラーが検出されます。 図面・資料ファイルは当該管理ファイルと同じフォルダに置き、オリジナルファイルはその直下の「ORG」フォルダに置きます。

<u>システムでは各ファイルを管理ファイルと同じフォルダに格納する機能はありません。</u>別にエクスプローラーなどで対象ファイルをコピーして所定のフォルダに格納するようにしてください。

なお、システムで作成されるフォルダ(DRAWING等)の下には「ORG」以外のフォルダは置けません。独自にフォルダを作成してその中にファイルを格納してもファイル未検出エラーになります。独自のフォルダは作成しないでください。

Q9:緯度・経度の入力でエラーが出ます。

A9:緯度は「<u>整数2桁</u>+小数点以下6桁 計9文字(小数点含む。)、経度は「<u>整数3桁</u>+小数点以下6桁 計10文字(小数点含む。)」で入力してください。

Q10:エラー件数の画面を印刷することはできますか。

A10: Ver3.02にはエラー件数の画面を印刷する機能はありません。画面のコピーを画像を扱えるソフトウェアに貼り付けて、印刷してください。なお、Ver4.0以降ではエラー件数の画面より印刷画面を表示し、印刷することができます。

Q11:レイヤリストファイルの作成・登録はどのようにすればよいですか。

A11: Ver4.0 (営繕工事電子納品要領 (平成 30 年版)等)以降、完成図 (図面)フォルダに図面ファイルを格納した場合には、レイヤリストファイルも合わせて格納することとしています。

レイヤリストファイルの作成については、電子納品要領においてファイル形式やソフトウェアは規定しておらず、CAD 等での作図で使用したレイヤーの一覧表を表計算ソフトウェア等で作成することで足ります(ご使用のCADにてレイヤリストのデータ抽出が可能であれば、そのデータを格納しても構いません。)。

作成したレイヤリストは PDF 化し、PDF ファイルを完成図(図面)フォルダに、PDF の基となったファイルを同フォルダ内の「ORG」フォルダに格納します。

Q12:図面及び資料情報の入力について

A12:基本的に手入力(直接入力)となります。ただし、該当フォルダにファイルを先に格納済みの場合、図面 (SXF 形式)及び資料ファイル(PDF 形式)のみ、フォルダ内のファイル名を一括取得することができます(Ver4.0以降)。なお、Ver3.02においてもファイル名を取得することは可能ですが、1ファイルずつの取得となります。

<u>013:電子成果品作成支援・検査システムを使用して電子成果品を作成したが、フォルダに資料データが</u>保存されていません。

A13:電子成果品作成支援・検査システムは、電子納品要領に沿ったフォルダ構成を自動生成するシステムであり、データを自動的に移動・コピーする機能はありません。システム上でファイル名を登録しても、データ(ファイル)は作成されたフォルダには自動保存されません。電子成果品作成支援・検査システムでフォルダを作成した後に、対応するファイルをフォルダに自ら移動・コピーする必要があります。なお、Ver4.0以降ではフォルダ内のファイル名(SXF 形式及び PDF 形式のファイルに限る。)を一括取得する機能があります。

Q14:図面情報の「一括取得」ボタンでファイル名が取得できません。

A14: Ver 4.0 以降の一括取得機能で取得できるのは、拡張子が 「. P21」 (SXF 形式) のファイルとと PDF 形式のファイルのみです。その他の形式のファイルを格納する必要がある場合には、手動でファイル名を入力してください (Ver 3.02 には「一括取得」の機能はありません。 1 ファイルずつ入力してください。)。

Q15:電子納品する際は、要領に記載されているフォルダを全て作成しないといけないのですか。

A15:電子納品の対象は、個別の業務・工事の契約ごとに異なりますので、契約図書を確認のうえ、発注者に確認してください。

Q16:電子成果品作成支援・検査システムで作成した電子成果品フォルダに「PHOTO」フォルダがありませんが、 工事写真はどこに格納すればいいのですか。

A16:電子納品要領では工事写真について規定していません。工事写真の納品については別途「営繕工事写真撮影要領」を定めていますので、そちらを参照ください。

Q17: CAD データを保存する際の SXF 変換はどのように行えばいいですか。

A17: ご使用の CAD ソフトの変換機能、有料又は無料で提供されているソフトなどを利用し、変換してください (国土交通省での変換ソフトの公開は終了しております。)。

Q18:「電子成果品チェックシステム」にかけると、エラー表示が出ます。

A18:「電子成果品チェックシステム」は土木事業の電子成果品に対応したものであり、営繕事業の電子成果品には対応しておりません。営繕事業では「電子成果品作成支援・検査システム」でエラーチェックを行い、<u>エ</u>ラーが 0 件となっていることを確認することで足ります。

Q19: 営繕版の「電子成果品チェックシステム」というものはありますか。

A19:営繕版の電子成果品チェックシステムはありません。営繕事業では、「電子成果品作成支援・検査システム」にてエラーチェックを行い、エラー件数が0件であることを確認して提出することとなっています。